

2009年3月25日

裁判外紛争解決手続の規律

学習院大学教授 長谷部由起子

「裁判外紛争解決手続」

例 仲裁、調停、あっせん

裁判外紛争解決の利用の促進に関する法律（ADR法）

1条 訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続

3条 法による紛争の解決のための手続として、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、公正かつ適正に実施され、かつ、専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図るものでなければならない。

手続実施のありかた

手続実施者の資質・研修

紛争解決のために用いることのできる技法

当事者双方対席・個別面談

法律問題についての助言

法的な判断にもとづく和解案の提示

評価的 (evaluative) アプローチと促進的 (facilitative) アプローチ